

別紙 1

「イスラエル国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成2年3月20日 2農蚕第1124号 農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第6の<u>イスラエル産</u>のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、<u>グレープフルーツ</u>、<u>スウィーティ並びにレモン</u>の生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒実施の確認 告示6の（2）のアの消毒の確認は、次により、原則として、<u>イスラエル植物防疫機関</u>が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 （ア） [略] （イ）（ア）の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、<u>グレープフルーツ</u>については13日間0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、<u>スウィーティ及びレモン</u>については16日間摂氏1.5度以下であることを確認すること。 （ウ） [略] イ 輸出検査の確認 告示6の（1）の検査の確認は、次により、原則として、<u>イスラエル植物防疫機関</u>が行う検査と共同して行うものとする。 （ア） [略] （イ）（ア）の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因について<u>イスラエル植物防疫機関</u>と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。 （2）低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 告示6の（1）の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包施設において、<u>イスラエル植物防疫機関</u>が	イスラエル国産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びスウィーティの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第6の<u>イスラエル国産</u>のシャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジ、<u>グレープフルーツ並びにスウィーティ</u>の生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、平成2年3月20日農林水産省告示第438号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 検査及び消毒の確認 （1）低温処理施設において消毒が行われる場合 ア 消毒実施の確認 告示6の（2）のアの消毒の確認は、次により、原則として、<u>イスラエル国植物防疫機関</u>が行う消毒の確認と共同して行うものとする。 （ア） [略] （イ）（ア）の確認後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、<u>グレープフルーツ</u>については13日間0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、<u>スウィーティ</u>については16日間摂氏1.5度以下であることを確認すること。 （ウ） [略] イ 輸出検査の確認 告示6の（1）の検査の確認は、次により、原則として、<u>イスラエル国植物防疫機関</u>が行う検査と共同して行うものとする。 （ア） [略] （イ）（ア）の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときには、チチュウカイミバエが付着した原因について<u>イスラエル国植物防疫機関</u>と共同して調査すること。なお、原因が判明するまでは、それ以後の消毒の確認を行わないものとする。 （2）低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア 輸出検査の確認 告示6の（1）の検査の確認は、次により、原則として1年に1回以上輸出港又はこん包施設において、<u>イスラエル国植物防疫機関</u>

行う検査の確認と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検査有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

ただし、「イスラエル産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成10年12月10日付け10農産第8560号 農産園芸局長通達)及び「イスラエル産かき生果実に関する植物検疫実施細則」(平成15年11月18日付け15消安第2936号消費・安全局長通達)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。

- (イ) イスラエル植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ等検査有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を廃止する。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)のア、イ及びウに定められた温度(摂氏0.5度又は摂氏1.5度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船室ごとに4か所(通常の大サイズの船室複数により構成されている船室(以下「複数デッキ」という。))にあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

- (イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

- (ウ) イスラエル植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

- (エ) 低温処理コンテナにあっては、イスラエル植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

- (オ) イスラエル植物防疫機関が記録した告示6の(2)のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が十分であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル植物防疫機関と共同して行うものとする。

- (ア)・(イ) [略]

が行う検査の確認と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の種類別にこん包数の2パーセント以上について行い、検査有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

ただし、「イスラエル国産ポメロ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成10年12月10日付け10農産第8560号 農産園芸局長通達)及び「イスラエル国産かき生果実に関する植物検疫実施細則」(平成15年11月18日付け15消安第2936号消費・安全局長通達)に定める低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合の輸出検査を確認することをもって、これに代えることができる。

- (イ) イスラエル国植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査においてチチュウカイミバエ等検査有害動植物の発見がなかったことを確認すること。

- (ウ) 上記(ア)及び(イ)の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてイスラエル国植物防疫機関と共同して調査し、原因が判明するまでは以後の輸出を廃止する。

イ 消毒の開始の確認

告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則として1年に1回以上、イスラエル国植物防疫機関が行う消毒の確認と共同して行うものとする。

- (ア) 生果実の中心部の温度が告示5の(1)のア、イ及びウに定められた温度(摂氏0.5度又は摂氏1.5度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船室ごとに4か所(通常の大サイズの船室複数により構成されている船室(以下「複数デッキ」という。))にあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

- (イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

- (ウ) イスラエル国植物防疫機関により告示4の封印がなされたことを確認すること。

- (エ) 低温処理コンテナにあっては、イスラエル国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(3)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

- (オ) イスラエル国植物防疫機関が記録した告示6の(2)のイの輸出港における消毒の実施記録を確認し、消毒の開始が十分であったことを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則として、イスラエル国植物防疫機関と共同して行うものとする。

- (ア)・(イ) [略]

(ウ) 当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(ア)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、グレープフルーツについては13日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、スウィーティ及びレモンについては16日間摂氏1.5度以下であったことを確認すること。

(エ) [略]

(3) [略]

2 消毒施設

(1)～(3) [略]

(4) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイスラエル植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、2の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア [略]

イ 調査は、原則として、イスラエル植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

(2) [略]

4 [略]

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとする。

(輸出植物検疫終了の表示)

(ウ) 当該船舶の船室又は低温処理コンテナごとの自動温度記録装置の記録紙を調査し、イの(イ)の確認の後、引き続き生果実中心部の温度が、シャムテ種及びバレンシア種のスウィートオレンジについては14日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、グレープフルーツについては13日間摂氏0.5度以下又は16日間摂氏1.5度以下、スウィーティについては16日間摂氏1.5度以下であったことを確認すること。

(エ) [略]

(3) [略]

2 消毒施設

(1)～(3) [略]

(4) 告示5の(2)のイスラエル国植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル国植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有社名、収容能力、船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイスラエル国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イスラエル国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設については、2の条件に適合するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア [略]

イ 調査は、原則として、イスラエル国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

(2) [略]

4 [略]

5 表示

告示8の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、輸出植物検疫終了の表示は生果実の表面に、また、仕向地の表示はこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行なわれるものとする。

(輸出植物検疫終了の表示)

スタンプの場合

J A F F A P . Q .



(仕向地の表示)

[略]

6 輸入検査

(1) ~ (3) [略]

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

ISRAEL

ラベルの場合は次の(1)から(5)までのいずれかであること。

(1)



(2)



(3)



(4)



(5)



(仕向地の表示)

[略]

6 輸入検査

(1) ~ (3) [略]

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてイスラエル国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。